

来歴	:	
	2004年9月1日	発効
	2006年9月1日	訂正追記
	2008年5月1日	訂正追記

慶応義塾大学理工学部体育会軟式野球部OB会

(慶応小金井クラブ)

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 これまで、「慶応義塾大学理工学部体育会軟式野球部（以下“部”と略す）OB会」とその一部である「慶応小金井クラブ」の両方の名称が存在していた。

しかし、今後、呼称の簡略化、一本化したHPによる運営上の簡便さ、および小金井が部発祥の地名である事から、部OB会を「慶応小金井クラブ」（以下“クラブ”と略す）に統一する。

(目的)

第2条 クラブは、会員相互間の親睦を深めると共に部との交流を図り、部の健全な発展に寄与する。特に、現役が主催する行事には出来るだけ参加し、部への協力並びに支援を通して部発展の為に尽力する。

(構成)

第3条 クラブは、部卒業生で構成される。

1. クラブへの入会は、部員が学部卒業後自動的に認められ、他方、退会に際しては、会員本人より提出される退会申し出による。
2. 構成する会員の所在を正確に把握する為に、会員は住所および勤務地に変更が生じた場合には、遅滞無く年度幹事経由事務局に連絡する。特に、クラブの役職に就く会員は、担当会員へ決議事項を連絡する立場にある故に必ず励行

し、もし未連絡の為に会員が議決に加われぬ場合は、その役員の責とする。

第2章 組織および運営

(会員総会)

第4条 会員総会は、クラブの活動に関する意思決定の最高機関であり、原則として毎年開催される。但し、第5条に定める役員会が必要と認めた場合には、臨時総会を開くことができる。

会員総会は、有効会員数の五分之一で成立し、その議長は、原則として会長が務め、副会長がこれを補佐する。有効会員とは、年度幹事の間合せに応答のあったものとする。

議決の賛否は、会員総会出席者および書面による委任者の合計の過半数をもって決議する事ができる。

また、会員総会は、各位の多忙な日常生活の中であって、今後、記念祝賀会と兼用される場合もある。

(役員会)

第5条 役員会は、会員総会に準じる機関であり、会長、副会長、世話人、および年度幹事で構成される。また、必要に応じ監査役、部主将および事務局が指名するものの出席は認められる。

役員会は、有効役員数の過半数で成立し、議決の賛否は、会員総会のそれに準じる。有効役員とは、事務局の間合せに応答のあったものとする。

1. 役員会は、毎年1回以上、出来れば毎年開かれる春季OB戦前後に開催される。
2. 役員会での決議事項は、HP担当幹事がクラブHPに随時掲載し、特に異論がなければ自動的に承認されたものとする。
その間、間合せはHPで受け、必要に応じ事務局で協議の上回答する。
3. 会員総会、役員会等の議題は、原則として第6条に定める事務局によって準備の上提案されるが、その方法に囚われず立案者が独自に上程する事も出来る。

(事務局)

第6条 機動的に実務を遂行する為、役員会の中に事務局を設置する。その構成員は、会長、副会長、世話人および状況に応じて監査役若干名の役員および現役会員とする。

1. 事務局において、必要に応じ年間の事業、行事計画等を立案し、財務的裏付けを検討後、役員にその内容を連絡する。これに関し、別途定める期間内に特に異論がなかった場合は、自動的に承認されたものと見なす。
2. 運営費用は、役員会の事前承認または場合によっては事後承認を得て、常識的な範囲内で現状のクラブ預金から支出する場合もある。例えば、役員会、新入クラブ会員歓迎会の費用など。
3. 会則の変更についても、その内容を役員に連絡し、別途定める期間内に特に異論がなかった場合は、自動的に承認されたものと見なす。
4. 事務局は、原則として会長の自宅に置く。

第3章 役員およびその他役職

(会長)

第7条 会長は、クラブ会員から1名選出され、クラブを代表し活動全般を統括する。

(副会長)

第8条 副会長は常に会長を補佐する。また、会長に不測の事態が発生した場合には当面その職務を代行し、早急に事務局と協議の上、新会長を推薦し総会に諮る。

副会長は、クラブ会員から1名乃至2名を選出されが、会長を選出した卒業年度以外の会員より選出し、また2名の選出に当たっては、卒業年次のバランスに配慮する。

(世話人)

第9条 世話人は、会長、副会長の補佐として実務全般を司り、クラブの順調な運営を推進する。また世話人のとりまとめとして世話人代表をおく。

(年度幹事)

第10条 年度幹事は、世話人の補佐役として各担当卒業年度への連絡、会合への出欠席、会費、協力金等の集金状況などを把握し、世話人または世話人代表へ報告する。

年度幹事は、原則として3学年毎に1名選出され、担当する卒業年度の互選よるが、一方、立候補する事もできる。

尚、年度幹事は、便宜上、会長、副会長、世話人と重複しても構わない。

(任期)

第11条

会長の任期は2年とし、同一職での再任は2期までとする

(役員を選任)

第12条

任期満了に伴う役員を選任順序および方法は、以下の規定による。

1. 会長は、会員中より総会において互選され、総会の承認を得なければならない。
2. 副会長、世話人、監査役は会員中より会長が指名する。
3. 年度幹事は、担当年度会員中より該当年度会員がそれぞれ一名を互選する。

(会計責任者および会計監査役)

第13条 クラブの会計責任者は、原則として役員から1名選出されるが、便宜上、事務局との兼務は、構わない。

主業務は、クラブの運営に係わる費用の収支を司り、すべての収支報告を責任をもって都度クラブ HP の会計欄に掲載する。会員は、常時それを HP にて閲覧する事が出来る。

会計監査役は監査役が兼務し、公平を規する為役員以外から選出され、年1回、年初に監査を履行する。

(その他の役職者)

第14条 現在、役員とは別に、名誉会長、部元部長を名誉顧問、現部長を顧問としている。

今後、これ以外に必要と考えられる役職は、役員会の承認を得て決定される。

第4章 部への支援

(活動支援金の供与)

第15条 部の健全な発展および部員の経済的負担の軽減を図る為に、第16条に定めるクラブ預金から定期的に活動支援金を提供する。

1. 部主将および部会計責任者は、毎年1月から12月までの1年間の活動収支報告を事務局に提出し、翌年の活動支援金を要請する。
2. 事務局は、それを精査しその金額を決定するが、前年の残額、不足額を勘案して算定する。
手交方法、時期については部の要望を受け、事務局内で協議し決定する。
3. 事務局は、部の活動収支報告および事務局の算定結果を役員会に連絡し、役員会承認後 HP に掲載する。

第5章 会計

(クラブ預金およびOB会費)

第16条 現在、クラブ預金は、平成16年5月15日に集計した会員からの寄付金が源泉となっており、三菱東京UFJ銀行口座に預金してある。
詳細情報は、事務局が別途管理する。

(OB会費)

第17条 会員は、当面、定期的に会費を徴収されない。しかし、今後クラブ預金に不足が生じたり、また活動上必要と考えた場合は、事務局が発案し役員会の承認を得て、会費や寄付金を募る場合もある。

尚、将来、定期的に会費を徴収することになった場合には、役員会の承認を得て、会費の金額が変更される事もあり得る。

また、満65歳以上の会員は、諸般の事情に鑑みて、会費の減額または免除の特例も検討される。

第6章 附則

(改正)

第18条 本会則は、事務局の起案に基づき年度幹事を含む役員全員に改訂内容の賛否を諮り、役員総数の過半数の賛成をもって改訂を決議し、その結果をHPに掲載する。

尚、メール等の問合せに対し、第3条2.項を遵守しなかったり、理由なく回答なき場合は、承認されたものとする。

(発効)

第19条 本会則は、会員総会または役員会の承認を経て、平成20年5月1日より発効される。

(支部)

第20条 クラブは、日本国内または海外に支部を設置する事が出来る。設置目的、具体的な活動、役員および会員名簿等については、別途規定を定めHPに掲載する。

(一般)

第21条 本会則に定めのない事項については、原則として事務局の協議に委ね、その内特に重要事項と思われる場合には、役員会に諮り決定する。